

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
その翌日
が休息日
となる)

目次

◇公安告示
道路交通の規制に関する規程の一部改正
昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号の
一部改正

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十号

道路交通の規制に関する規程（昭和四十四年三月鳥取県公安委員会告示第十七号）の一部を次のように改正し、昭和四十五年五月一日から施行する。

昭和四十五年五月一日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

別表第一の二中「市道車尾茶町線」を「市道熊党茶町線」に改める。
別表第二の二の10中「市道車尾茶町線」を「市道熊党茶町線」に改める。

別表第五の一中155を159とし、136から154までを4ずつ繰り下げ、140の前に139として次のように加える。

139 岩吉二九七番一先 一 福山通運前

別表第五の一中135を138とし、138の前に137として次のように加える。

137 倭文一一五番一先 一 江山中学校入口

別表第五の一中134を136とし、130から133までを2ずつ繰り下げ、129を次のように改める。

130 吉岡温泉町一三九番二先 一 湖南中学校入口

131 " 八七三番一先 一 湖南小学校入口

別表第五の一中128を129とし、121から128までを1ずつ繰り下げ、120を次のように改める。

121 " 二七七番二先十字路 二 中山土建前

別表第五の一中119を120とし、113から118までを1ずつ繰り下げ、112の次に113として次のように加える。

113 浜坂七〇番五先 一 浜坂団地入口

別表第五の二中153を159ととし、151及び152を6ずつ繰り下げ、157の前に156として次のように加える。

156 " 一、二七〇番先 一 大高小学校入口

別表第五の二中150を155とし、146から149までを5ずつ繰り下げ、151の前に149として次のように加える。

150 吉谷一八五番先 一 古市入口

別表第五の二中145を149とし、118から144までを4ずつ繰り下げ、122の前に121として次のように加える。

121 " 一、六六三番二先 一

別表第五の二中117を120とし、104から116までを3ずつ繰り下げ、103を次のように改める。

105 東福原三番先 一

106 " 九番先 一、大友自動車前

別表第五の二中102を104とし、85から101までを2ずつ繰り下げ、87の前に86として次のように加える。

86 " 一、一七二番先 一 錦わかば園前

別表第五の二中84を85とし、67から83までを1ずつ繰り下げ、66を次のように改める。

67 " 七四番先交差点 二 錦公園入口

別表第五の二中65を66とし、25から64までを1ずつ繰り下げ、24の次に25として次のように加える。

25 陰田町六四九番七先 一 江洲橋西詰

別表第五の三中51を55とし、49及び50を4ずつ繰り下げ、53の前に52と

して次のように加える。

52 大谷八七四番先 一 田中方前

別表第五の三中48を51とし、12から47までを3ずつ繰り下げ、15の前に13及び14として次のように加える。

13 " 二丁目一、〇四一番先 一 本田方前

14 大正町二丁目八〇番先十字路 二 湊屋ガソリンスタン
ド前

別表第五の三中11を12とし、4から11までを1ずつ繰り下げ、3の次に4として次のように加える。

4 " 四三五番先 一 倉吉税務署前

別表第五の四の11を次のように改める。

11 外江町八七七番一先交差点 二 新日本合板前

別表第五の五中21を24とし、10から20までを3ずつ繰り下げ、13の前に12として次のように加える。

12 " 大字長谷七番三先 一

別表第五の五中9を11とし、11の前に10として次のように加える。

10 " 一八一番二先 一

別表第五の五中8を9とし、9の前に8として次のように加える。

8 " 大字牧谷五一五番先十字路 二

別表第五の五の24の次に25として次のように加える。

25 " 九二〇番一三先 一

別表第五の六の2を次のように改める。

2 " 大字那家四七番七先丁字路 三 那家駅入口

別表第五の六中66を69とし、61から65までを3ずつ繰り下げ、64の前に

63として次のように加える。

63 " 二四四番先

別表第五の六中60を62とし、32から59までを2ずつ繰り下げ、34の前に33として次のように加える。

33 " 大字糸白見一〇〇番先

別表第五の六中31を32とし、27から30までを1ずつ繰り下げ、26の次に27として次のように加える。

27 " 大字用呂二二九番二先

別表第五の八中51を59とし、32から50までを8ずつ繰り下げ、40の前に39として次のように加える。

39 " 六六番一先

別表第五の八中31を38とし、24から30までを7ずつ繰り下げ、31の前に30として次のように加える。

30 " 大字安歩三九三番七先十字路

別表第五の八中23を29とし、22を28とし、28の前に25、26及び27として次のように加える。

25 " 大字余戸四二番一先

別表第五の八中21を24とし、20を23とし、19を次のように改める。

26 " 大字片柴八九二番先

別表第五の八中18を21とし、9から17までを3ずつ繰り下げ、12の次に10及び11として次のように加える。

10 " 七二八番先

一 宇谷東バス停留所西方

11 " 一、一二二番一先

別表第五の八中8を9とし、4から6までを1ずつ繰り下げ、3の次に4として次のように加える。

4 " 一、九九七番一先

別表第五の九中38を44とし、24から37までを6ずつ繰り下げ、30の前に29として次のように加える。

29 " 大字大塚三三八番四先

別表第五の九中23を28とし、14から22までを5ずつ繰り下げ、19の前に17及び18として次のように加える。

17 " 大字佐陀八四五番一先

別表第五の九中13を16とし、9から12までを3ずつ繰り下げ、12の前に11として次のように加える。

11 " 九七〇番八先

別表第五の九中8を10とし、3から7までを2ずつ繰り下げ、2の次に3及び4として次のように加える。

3 " 大字阿賀九三九番一先

別表第五の十中28を30とし、22から27までを2ずつ繰り下げ、24の前に23として次のように加える。

4 " 大字倭三九二番先

別表第五の十中21を22とし、15から20までを1ずつ繰り下げ、14の次に15として次のように加える。

23 " 大字佐川一八二番先

15 " 板井原二八一番先

一 板井原小学校前

別表第七の一の(三)の2中「県道倉吉江府線」を「一般国道三一三号」に改める。

別表第七の二の(二)の1を次のように改める。

- 1 一般国道九号 祇園町二丁目二〇八番先から陰田町六二番一先までの間 一、四〇〇 び高速車及び中速車 四〇

別表第七の二の(二)の4を次のように改める。

- 4 " 赤井手七一六番先から尾高二、二一九番一、〇〇〇 び高速車及び中速車 四〇

別表第七の二の(三)の5「県道倉吉江府線」を「一般国道三一三号」に改める。

別表第七の二の(四)中1を削り、2を次のように改める。

- 1 一般国道九号 岩美町大字岩井二八五番先から同大字三四八番先までの間 六五〇 び高速車及び中速車 四〇

別表第七の二の(四)中3を削り、4を次のように改める。

- 2 一般国道一七八号及び県道網代港岩美停車場線 岩美町大字浦富一、五七七番一先から同大字一、四二九番一先までの間 六〇〇 自動車 三〇

別表第七の二の(四)中5を3とし、3の次に4として次のように加える。

- 4 町道大谷中央線 岩美町大字大谷三五二番先から同大字八二二番先までの間 一、〇〇〇 " "

別表第七の二の(四)の2を次のように改める。

- 2 " 気高町大字酒津九五六番一先から同大字一九二番先までの間 七一〇 び高速車及び中速車 四〇

別表第七の二の(四)中3から5までを削り、6を3に改め、7を削り、8

を4とし、4の次に5、6、7及び8として次のように加える。

- 5 県道小畑青谷線、県道青谷停車場井手線及び町道駅前川端線 青谷町大字青谷三、四五四番先から同町大字井手五六〇番三先までの間 一、〇〇〇 自動車 三〇

- 6 県道八束水勝見線及び町道日光浜村線 気高町大字勝見六六番一先から同町大字浜村二三五番先までの間 七五七 " "

- 7 町道日光浜村線 気高町大字浜村三四番先から同大字四五番先までの間 六四〇 " "

- 8 元一般国道九号 気高町大字宝木七九三番先から同大字七九一番先までの間 四〇〇 " "

別表第七の二の(四)の1を次のように改める。

- 1 一般国道九号 泊村大字石脇官有無番先から同村大字園一、七四六番一先までの間 二、一〇〇 高速車 五〇

別表第七の二の(四)の7及び8を次のように改める。

- 7 " 東伯町大字八橋一六二番九先から同大字一、六六七番二先までの間 一、四〇〇 " "

- 8 " 赤碓町大字赤碓四〇四番一先から同大字一、九三三番五先までの間 一、五〇〇 " "

別表第七の二の(四)中26を27とし、13から25までを1ずつ繰り下げ、12の次に13として次のように加える。

13 " 三朝町大字牧一七六番先から同大字三八五番先までの間 二〇〇〇 " "

別表第七の二の(九)中11を12とし、4から10までを1ずつ繰り下げ、1から3までを次のように改める。

1 一般国道九号 中山町田中四〇四番二先から同町下甲二六七番五先までの間 八〇〇 高速車 五〇〇

2 " 中山町岡一七五番一先から同地内一八八番三先までの間 四〇〇〇 " "

3 " 名和町大字西坪八三番一先から同町大字御来屋二二五番一先までの間 一、二〇〇〇 " "

4 " 淀江町大字今津二六四番一先から同町大字西原一、一三五番六先までの間 一、五三〇〇 " "

別表第八の一の2を次のように改める。

2 " 丸山町二四九番二先から安長一七〇番先までの間 一、九五〇〇

別表第八の一の中6を7とし、5を次のように改める。

6 一般国道五三 吉成七二四番三先から古市地内山陰本線智頭街道踏切南詰までの間 一、四〇〇〇

別表第八の一の中4を5とし、3の次に4として次のように加える。

4 " 伏野一三九番先から同地内四番一二九の一先までの間 八〇〇〇

別表第八の二中3を4とし、2を3とし、1を次のように改める。

1 一般国道九号 西福原四六七番先から富士見町二丁目一六八番先までの間 八八〇〇

2 " 久米町一五〇番先から陰田町六二八番一先までの間 二、〇〇〇〇

別表第八の二の4の次に5として次のように加える。

4 県道米子大山 赤井手七一六番先から尾高二、二二九番先までの間 一、〇〇〇〇

別表第八の三中「県道倉吉江府線」を「一般国道三二三号」に改める。

別表第八の五の1を次のように改める。

1 一般国道九号 岩美町大字洗井一、九三一番六先から同大字一九五番先までの間 二、四五〇〇

別表第八の五の3を次のように改める。

3 " 福部村大字細川一八〇番併合先から同大字七二二番次一先までの間 一、〇〇〇〇

別表第八の七の1を次のように改める。

1 一般国道九号 気高町大字奥沢見九二一番先から同町大字酒津一九二番先までの間 一、三六〇〇

別表第八の七中3を4とし、2を3とし、1の次に2として次のように加える。

2 " 気高町大字日光七七二番一先から同町大字浜村四四二番一先までの間 九〇〇〇

別表第八の八の1を次のように改める。

1 一般国道九号 泊村大字石脇官有無番先から同村大字園一、七四六番一先までの間 二、一〇〇〇

別表第八の八中7及び8を次のように改める。

8 " 東伯町大字八橋一六二番九先から同大字一、六六七番二先までの間 一、四〇〇〇

9 " 赤碕町大字赤碕四〇四番一先から同大字一、九三三番五先までの間 一、五〇〇〇

別表第八の八中6を7とし、3から5までを1ずつ繰り下げ、2を次の

ように改める。

2 " 泊村大字字谷六四一番二先から同大字一、四三八番までの間 一、二五〇

3 " 羽合町大字字野一、九八〇番先から同町大字長瀬二、〇三三番一先までの間 六六〇

別表第八の八の9の次に10として次のように加える。

9 一般国道一七 三朝町大字牧一七六番先から同大字三八五番先までの間 二〇〇

別表第八の九を次のように改める。

九 西伯郡

路 線 名 場 所 (メートル) 長

1 一般国道九号 中山町田中四〇四番二先から同町下甲二六七番五先までの間 八〇〇

2 " 中山町岡一七五番一先から同地内一八八番三先までの間 四〇〇

3 " 名和町大字西坪八三番一先から同町大字御来屋地内名和大橋東詰までの間 二、二〇〇

4 " 大山町国信一、〇三七番三先から同町上万一三〇番先までの間 八〇〇

別表第十の一中64を70とし、70の前に69として次のように加える。

69 上味野六六番六先 井上方前

別表第十の一中63を68とし、60から62までを5ずつ繰り下げ、65の前に64として次のように加える。

64 布勢一一一番一先 民家方前

別表第十の一中59を63とし、37から58までを4ずつ繰り下げ、36を次のように改める。

38 吉方温泉一丁目二五二番先

39 " 五七三番先

40 " 六〇一番先 植木自転車店横

別表第十の一中35を37とし、30から34までを2ずつ繰り下げ、29を次のように改める。

29 寺町官有無番先 鋳物師町橋西詰北側

30 " 四〇四番先 " 南側

31 " 七一一番先 石本方前

別表第十の二中95を100とし、84から94までを5ずつ繰り下げ、89の前に

88として次のように加える。

88 上新印二四六番先 春日小学校横

別表第十の二中83を87とし、75から82までを4ずつ繰り下げ、79の前に78として次のように加える。

78 " 五五〇番先 木村方前

別表第十の二中74を77とし、27から73までを3ずつ繰り下げ、30の前に29として次のように加える。

29 久米町一八二番先 山陰金属株式会社横

別表第十の二中26を28とし、28の前に27として次のように加える。

27 " 一八〇番先 山陰石油立町営業所前

別表第十の二中25を26とし、1から24までを1ずつ繰り下げ、2の前に1として次のように加える。

1 勝田町二八八番先 岩津方横

別表第十の三中19を22とし、18を21とし、21の前に20として次のように加える。

20 大原官有無番先

大原橋東詰

別表第十の三中17を19とし、15及び16を2ずつ繰り下げ、14の次に15及び16として次のように加える。

15 巖城八六番先

上灘駅出口

16 " 三六三番先

倉吉東高等学校出口

別表第十の五中9を11とし、4から8までを2ずつ繰り下げ、3の次に4及び5として次のように加える。

4 " 大字牧谷五一四番二先

5 " " 一、五一五番一先

別表第十の九中21を23とし、8から20までを2ずつ繰り下げ、7の次に8及び9として次のように加える。

8 " " 九七〇番八先

野口方横

9 " " 九八八番先

別表第十一の一の1を次のように改める。

1 一般国道九号

丸山町二四九番二先から安長一七〇番先までの間

一、九五〇 車両

終日

別表第十一の一の中37を39とし、25から36までを2ずつ繰り下げ、24を次のように改める。

25 市道火災復興
三二号線及び
市道火災復興
一四号線

末広温泉町四五六番先から同町四五四番先までの間

七〇 車両(二輪及び軽車両を除く。)

終日

26 市道火災復興
二八号線

吉方温泉三丁目一六二番先から同地内四六一番先までの間のうち西側

一〇〇

車両(二輪及び軽車両を除く。)

"

別表第十一の一の中23を24とし、7から22までを1ずつ繰り下げ、6を次のように改める。

7 一般国道五三

吉成七二四番三先から栄町五〇三番先までの間

一、九二〇

車両(自転車を除く。)

"

別表第十一の一の中5を6とし、3及び4を1ずつ繰り下げ、2の次に3として次のように加える。

3 " "

伏野一三九番先から同地内四番一二九の一先までの間

八〇〇

"

"

別表第十一の二の3中「市道車尾茶町線」を「市道熊党茶町線」に改める。

別表第十一の二の中41を42とし、6から40までを1ずつ繰り下げ、5を次のように改める。

5 県道米子大山

赤井手七一六番先から尾高三二九番先までの間

一、〇〇〇

"

終日

6 県道米子石見新見線

糀町二丁目一九一番先から道笑町二丁目二〇〇番先までの間のうち米子駅側

三〇〇

"

"

別表第十一の三の4中「県道倉吉江府線」を「一般国道三三三号」に改める。

別表第十一の三の12中「のうち北側」を削る。
別表第十一の七の1を次のように改める。

1 一般国道九号

気高町大字酒津九五番一先から同大字一九二番先までの間

七二〇

車両

終日

別表第十一の八の1を次のように改める。

1 一般国道九号
 泊村大字石脇官有
 無番先から同村大
 字園一、七四六番
 一先までの間
 二、一〇〇 車両
 終日

別表第十一の八の7及び8を次のように改める。

7
 " 東伯町大字八橋一
 六二番九先から同
 大字一、六六七番
 二先までの間
 一、四〇〇 " "

8
 " 赤碕町大字赤碕四
 〇四番一先から同
 大字一、九三三番
 五先までの間
 一、五〇〇 " "

別表第十一の八中9を10とし、8の次に9として次のように加える。

9 一、般国道一七
 九号 三朝町大字牧一七
 六番一先から同大
 字三八五番先まで
 の間
 二〇〇 " "

別表第十一の八の10の次に11及び12として次のように加える。

11 県道木地山倉
 吉線 三朝町大字本泉地
 内河戸橋東詰から
 同大字二九五番一
 先までの間のうち
 北側
 一〇〇 " "

12 県道本泉大瀬
 線 三朝町大字本泉二
 九五番一先から同
 大字三七〇番二先
 までの間のうち西
 側
 一〇〇 " "

別表第十一の九中5を6とし、2から4までを1ずつ繰り下げ、1を次のように改める。

1 一般国道九号
 中山町田中四〇四
 番二先から同町下
 甲二六七番五先ま
 での間
 八〇〇 車両
 終日

2
 " 淀江町大字今津二
 六四番一先から同
 町大字西原一、一
 三五番六先までの
 間
 一、五三〇 " "

別表第十一の十中4を次のように改める。

4 県道倉吉江府
 線 江府町大字江尾二、
 〇一〇番一先から
 同大字一、九三〇
 番先までの間
 三〇 車両
 終日

5 県道米子石見
 新見線 日南町生山八四八
 番先から同地内四
 九三番九先までの
 間
 二〇〇 車両(二
 輪及び自
 転車を除
 く。)
 七時か
 ら一九
 時まで

別表第十二の一の四の12及び13を次のように改める。

12 " 日野町本郷五一五番先のまがりかど

13 県道米子石見新見線 日南町菅沢一一二番一七先のまがりかど

鳥取県公安委員会告示第二十一号

昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号(信号機の設置場
 所について)の一部を次のように改正し、昭和四十五年五月一日から施行
 する。

昭和四十五年五月一日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

表中

六十八	六十七	六十六	六十六
鳥取市松並町一丁目二八七番先交差点(三差路)	鳥取市吉方町一丁目二〇一番先(单路)	倉吉市福吉町一、三九〇番先交差点(十字路)	倉吉市福吉町一、三九〇番先交差点(十字路)
定周期式(一段式)	押ボタン式	定周期式(一段式)	定周期式(一段式)

に改める。

を